

使用料・手数料を改定

証明等手数料は4月1日から、各種施設の使用料は10月1日から新しい料金になります。

市では、第3次行財政改革推進プランに沿って、さ

表1 各種証明等手数料 ()は改定前

事項	単位	手数料
住民票(除かれた住民票を含む)の写し	1件	250円
印鑑登録証明	1件	(200円)
戸籍の附票(除かれた戸籍の附票を含む)の写し	1件	
土地に関する証明	1件	
建物に関する証明(住宅用家屋証明を除く)	1件	
願書または届書に対する奥書、奥印または証明	1件	
その他の証明	1件	
固定資産課税台帳の閲覧	1件	
その他の閲覧	1件	

表2 中央公民館 使用料 ()は現行料金 (単位:円)

区分	午前9時～正午	午後1時～5時	午後6時～10時
名称			
ホール	3,000 (3,700)	4,000 (4,900)	4,000 (4,900)
ギャラリーA室	1,600 (1,300)	2,100 (1,700)	2,100 (1,700)
ギャラリーB室	1,300 (1,000)	1,700 (1,300)	1,700 (1,300)

※中央公民館の他の施設および分館については、別途お知らせします。

表3 有料自転車駐車場 ()は現行料金 (単位:円)

名称	種類	定期利用 (1か月につき)	
		一般	学生
鷹の台駅北第一	自転車	1,300 (1,000)	1,000 (800)
鷹の台駅北第二	自転車	1,300 (1,000)	1,000 (800)
新小平駅第一	自転車	1,500 (1,200)	1,200 (1,000)
	原動機付自転車	2,200 (1,700)	2,200 (1,700)
新小平駅第二	自転車	1,500 (1,200)	1,200 (1,000)
	原動機付自転車	2,200 (1,700)	2,200 (1,700)
一橋学園駅	自転車	1,500 (1,200)	1,200 (1,000)
	原動機付自転車	2,200 (1,700)	2,200 (1,700)
一橋学園駅北	自転車	(A)1,300 (1,200)	(A)1,000 (1,000)
	原動機付自転車	(B)1,100 (1,000)	(B)800 (800)
※小平駅南口	自転車	2,500 (2,000)	2,200 (1,800)
小平駅西	自転車	1,300 (1,000)	1,000 (800)
	原動機付自転車	1,500 (1,200)	1,200 (1,000)
小川駅西口	自転車	1,500 (1,200)	1,200 (1,000)
	原動機付自転車	2,200 (1,700)	2,200 (1,700)

※一時利用(1回につき)は、「小平駅南口」のみ150円(現行100円)に改定します。

表4 福祉会館 使用料 ()は現行料金 (単位:円)

(左側は市内居住者、右側は市外居住者)

種別	区分	午前9時～正午	午後1時～5時	午後6時～10時
第一集会室	市内	1,500(1,900)	2,300(3,000)	2,000(2,600)
	市外	3,000(3,900)	4,000(5,000)	3,000(3,900)
第三集会室	市内	700(800)	1,000(1,200)	900(1,000)
	市外	1,400(1,600)	1,900(2,100)	1,400(1,600)
市民ホール	市内	5,000(8,100)	7,500(12,300)	7,000(10,900)
	市外	10,500(16,400)	15,000(21,900)	10,500(16,400)
談話室	市内	700(800)	1,000(1,200)	900(1,000)
	市外	1,400(1,600)	1,900(2,100)	1,400(1,600)
和室ホール	市内	3,000(3,300)	4,500(5,000)	4,000(4,400)
	市外	6,000(6,700)	9,000(10,000)	6,000(6,700)

※第二・四・五集会室、小ホールは変更ありません。

し、応分の負担をお願いすることにいたしました。改定にあたっては、改定幅を現行料金の1.5倍以内に抑え、大幅な改定にならないように上限を設けました。なお、集会室・地域センター・公民館の一部などは、値下げとなります。

▽使用料：公民館(表2)、有料自転車駐車場(表3)、福祉会館(表4) ※今回改定した集会室、地域センター、体育施設、市民総合体育館、平藤田中館の使用料は紙面の都合で今回掲載できないため、今後随時お知らせします。

▽手数料：表1のとおり ※証明書自動交付機による住民票の写し、印鑑登録証明の手料は、据え置きとされています。

今後第3次行財政改革推進プランを推進し、人件費の総額の抑制、事務事業の見直しなどにより、経費の削減を徹底して行い、財源のいっそうの効率的な活用を目指し、サービスの向上に努めます。

問合せ 財政課 ☎042(346)9504

4月から課の名称が一部変更

市では、4月1日から次の2つの課の名称を改め、今日的な行政課題に積極的に取り組む体制を整えました。この組織の見直しにより、防犯を含め、市民の皆さんの安全に対する取り組みや、ゆう水や雨水利用など、水に対する取り組みを新たに進めます。

▽防災安全課：旧防災対策課
▽水と緑と公園課：旧公園緑地課
※電話番号などの変更はありません。

問合せ 行政管理課 ☎042(346)9756

小平市の将来都市像を明らかにする 小平市長期総合計画の基本構想審議会委員を募集

市では、現在、ワークショップ「小平市まちづくりの会議」などを実施し、市民の意見を取り入れながら、平成18年度からの市政運営の指針となる第三次長期総合計画の基本構想を策定しています。長期総合計画の基本構想は、市のあるべき姿、進むべき目標を定め、その実現のための基本的施策を示す最も重要な計画のひとつです。

この長期総合計画の基本構想の策定にあたり、市長の諮問に応じて必要な調査および審議を行う小平市長期総合計画基本構想審議会を設置し、市民参加の推進を図るため、公募委員を次のとおり募集します。

・在学の方
募集人数 4人
内容 任期中8回程度の会議への出席および計画案の検討
任期 諮問にかかる答申を終了するまで(おおむね1年)
報酬 1万2千円(日額) 申込み 4月30日(金)までに、「小平の未来と取り組むべき課題」をテーマにした作文(1千2百字程度)を作成し、住所、氏名、性別、年齢、職業、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ(送付、ファクシミリ、電子メール可)

相談業務を変更

消費生活相談室 消費生活関係の相談・トラブルなど、専門の消費生活相談員が、問題解決のお手伝いをします。

4月から、水曜日の相談日時 月曜～土曜日、午前10時～午後4時(祝日、年末年始を除く) 問合せ 青少年・男女平等推進課 ☎042(346)9618

小平市都市計画審議会委員を募集

市民委員を次のとおり公募します。 応募資格 市内に1年以上住所を有する方 募集人数 1人 内容 小平市都市計画審議会への出席および都市計画に関する事項の審議(年2回程度) 任期 2年間 報酬 1万2千円(日額) 申込み 5月7日(金)までに、A4判用紙(縦横自由)に小平のまちづくりに関する考え(図表を含まず2千字程度)をまとめ、住所、氏名、居住歴、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ(送付、ファクシミリ、電子メール可)

※応募書類の著作権は小平市に帰属し、返却しません。 問合せ 総合計画課(〒187-8701 小平市役所) ☎042(346)9554

廃棄物減量等推進審議会から答申

よりいっそうのごみ減量と適正処理確保のための施策のあり方について、廃棄物減量等推進審議会から答申があり、次のことについて提言がありました。

▽市民、事業者、行政による廃棄物減量、再利用の促進に向けて
①エコ・ショップ認定制度
②不用品交換の促進
③小売店の資源物店頭自主回収の促進
④集団回収の活性化
⑤生ごみリサイクルの促進
⑥粗大ごみからの再使用の充実

個人事業者向け 消費税説明会

消費税の基本的な仕組みと、今回の改正点、記帳の方法などについて説明します。

とき 4月22日(木) 午前10時～正午、午後2時～4時の2回 ところ 福祉会館 問合せ (株)東村山青色申告会 ☎042(394)4523

市立学校 校長・教頭人事

()は前職

第九小学校教頭) △鈴木小学校長 山下敏夫(小平第二小学校長) △小平第三中学校長 加藤忠(シエツタ日本人学校長)

第十小学校教頭) △鈴木小学校長 山下敏夫(小平第二小学校長) △小平第三中学校長 加藤忠(シエツタ日本人学校長)

第十一小学校教頭) △鈴木小学校長 山下敏夫(小平第二小学校長) △小平第三中学校長 加藤忠(シエツタ日本人学校長)

第十二小学校教頭) △鈴木小学校長 山下敏夫(小平第二小学校長) △小平第三中学校長 加藤忠(シエツタ日本人学校長)

第十三小学校教頭) △鈴木小学校長 山下敏夫(小平第二小学校長) △小平第三中学校長 加藤忠(シエツタ日本人学校長)

第十四小学校教頭) △鈴木小学校長 山下敏夫(小平第二小学校長) △小平第三中学校長 加藤忠(シエツタ日本人学校長)

第十五小学校教頭) △鈴木小学校長 山下敏夫(小平第二小学校長) △小平第三中学校長 加藤忠(シエツタ日本人学校長)

第十六小学校教頭) △鈴木小学校長 山下敏夫(小平第二小学校長) △小平第三中学校長 加藤忠(シエツタ日本人学校長)

住居表示の整備対象区域について答申

住居表示整備審議会から、整備対象区域について

花小金井六丁目

西武新宿線、小金井街道、野中通り、東たかの道、鈴木町二丁目

たけのご公園、天神町一丁目

花小金井六丁目

西武新宿線、小金井街道、野中通り、東たかの道、鈴木町二丁目

たけのご公園、天神町一丁目

花小金井六丁目

西武新宿線、小金井街道、野中通り、東たかの道、鈴木町二丁目